該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。この場合において、これらの欄を削除せず、「－」を記載するとともに、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない旨を注記すること。

6　前事業年度の末日時点又は当事業年度の末日時点のいずれかにおけるソルベンシー・マージン比率の算出において、ソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5としている場合には、当該調整係数を1.5としている事業年度について、「控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額」、「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」及び「控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項を記載することを要しない。この場合において、当該事業年度についてソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき調整係数を1.5としている旨を注記すること。

7　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

（別紙様式第二号）

（単位：百万円）

適格資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
Tier１適格資本の額（(B)－(C)）　(A)		
Tier１適格資本に係る基礎項目の額　(B)		
算入制限のないTier１資本調達手段の額		
算入制限のあるTier１資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier１適格資本の額		
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		
資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額		
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		
その他の拠出金等の額		
非支配株主持分（上限適用後）の額		
経済価値ベースの調整額		
Tier１適格資本に係る調整項目の額　(C)		
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		
繰延税金資産の額		
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		
他の金融機関等が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額		
自己のTier１資本調達手段への投資の額		
不適格再保険資産の額		
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		
Tier２適格資本の額（(E)－(F)－(G)）　(D)		
Tier２適格資本に係る基礎項目の額　(E)		
Tier２資本調達手段の額		
算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額		
払込済みTier２資本調達手段の額		
払込未済のTier２資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier２適格資本の額		